

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和6年2月20日(火)				
開催時間	14:00~17:00				
開催場所	東京都豊島区東池袋1丁目6-4 池袋イン				
主催者	(株)廣瀬行政研究所				
研修会等の名称	議会運営マスター講座 本議会運営				
講師等の氏名等	廣瀬行政研究所長 廣瀬 和彦				
内容・結果等	<p>議会マスター講座 1. 本議会運営</p> <p>(1)定例会(地自法122条、(定例会に関する規則を定める)招集日を変更できる臨時会・(法102条2)限られた案件のみ, 5月、10月、11月          通年会期、法102条2と通年議会(原則年1回の計4回) 小値賀町、あさぎり町          通年議会が多い 壱岐市、玄海町、御船町 300万円以内可          付議事件(法102条6項)告示が義務、定例会(何回開いても可、戦後年6回)</p> <p>(2)議長等選挙 中立をとる人物 指名推選 (法118条2項)意義ある時</p> <p>(3)招集 根拠条文(外国の例より)職務代理者が事故または欠けたとき(臨時議会が20日以内に開かれなるとき議長が行う)招集手続き(法101条7項)緊急の場合</p> <p>(4)会期 法律上の権限を行使する一定の期間 会期の決定は終日          会期延長は法令上特定の定めなし (5)定足数 議事定足数、議決の定足数:表決          過半数議決は議長は含まれない(表決権はないが採決権はある:議長席で)          定足数の例外:地自法第117条の規定による除斥のため半数に足しないとき          定足数を欠いた議決の効力無効、地自法176条4項再議により対応</p> <p>(6)議事日程 議長のみ作ることができる 議長からの答申 日程追加:議決が必要</p> <p>(7)議案等の訂正撤回 (8)動議と議事進行発言 (9)発言の取消・訂正</p> <p>(20)議事延期の動議と議事日程延期の動議</p> <p>マトメ 通年議会と通年会期をとっている議会が約54市町あるが、通年会期は法律上の制約が大きい。また通年議会をとっている自治体は法律上の制約を受けない議会であるので自由度が高い。動議において議事日程延期の動議と議事延期の動議は注意が必要。</p>				
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支	払	先	金 額 ( 円 )
	講師謝礼				
	会費				35,000
	旅費				25,560
	宿泊費				8,645
	合 計				69,205

(様式3-1) 研究研修活動記録票(研究会、研修会開催又は参加に要する経費)

嬉野市議会議員

芦塚 典子

開催月日	令和6年2月21日(水)				
開催時間	10:00~17:00				
開催場所	東京都豊島区東池袋1丁目6-4 池袋イン				
主催者	(株)廣瀬行政研究所				
研修会等の名称	議会運営マスター講座 委員会運営				
講師等の氏名等	廣瀬行政研究所長 廣瀬 和彦				
内容・結果等	<p>議会運営マスター講座 2. 委員会運営</p> <p>(1)動議の種類 ①独立の動議(懲罰動議、議長不信任動議:要式の動議の提出が必要)</p> <p>②独立の動議以外 ・会議に付する動議(休憩、延会、散会、中止、秘密会議、休会)</p> <p>・議事に付随する動議(日程順序変更及び追加、再付託、修正) ・選挙に付随・その他</p> <p>動議:口頭で案は必要はない。会期中審議。特別の動議(議長発議は<b>秘密会議のみ</b>)</p> <p>緊急動議(法上又は会議規則上の規定はない。動議の審議:提案理由・質疑・討論は可能</p> <p>発言の取消と発言の訂正(趣旨が違う場合は、<b>発言の取消をしたのち発言の訂正をする。</b>)</p> <p>取消の方法:①発言者の取消の申し出②議長による取消し命令は異例、議運において当該</p> <p>発言が<b>不穏当かどうか諮問して答申に従い措置⇒議長の取り消し留保宣告(先ほどの〇〇</b></p> <p><b>議員の発言につきましては後刻速記を調査のうえ議長において適宜措置いたします。)</b></p> <p>閉会中:懲罰動議:文書、3日以内に提出(定例会、臨時会を開く⇒やり逃げになる)</p> <p>発言取消動議は不可(違法発言取消を要求する動議(過半数)可決=発言取消命令)</p> <p>発言取消留保宣言:会期中しておけば後で発言取消ができる。会議録=原本と配布</p> <p>取消の日しか取消命令はできない(議長会、総務省)(裁判所の考え方で議長会はNO)</p> <p>反問権:本来おかしい、基本条例にある。質問権:執行機関の見解を求める。</p> <p>質問①代表質問②緊急質問③関連質問((総務省は認めている)④文書質問</p> <p>オンライン(一般質問本会議:議場に出席する必要がある:<b>会議規則に改正は必要</b>)</p> <p>委員会付託の質疑は一般質問と同じ質問ができる。(117条)</p> <p>修正の動議:原案に溶け込むような形(地自法115条3):発議:12分の1の賛成者</p> <p>増額修正(長の発案権の侵害)一事不再議は本会議と委員会と別、適用にならない</p> <p><b>マトメ</b> オンラインの活用により議会環境も変化し基本条例等の改正が必要かと思われる。</p>				
上記活動に要した経費	経 費 の 内 容	支	払	先	金 額 ( 円 )
	講師謝礼				
	会費				
	旅費				
	宿泊費				
	合 計				